

## 里帰り等により『県外の医療機関』『助産所』で妊婦健康診査を受けられた方へ

山形市の妊婦健康診査補助券又は受診票は「山形県外の医療機関」では使用することができません。このため、里帰り等により山形県外の医療機関または助産所で妊婦健康診査を受診した場合は、補助対象となるすべての妊婦健康診査の終了後、または出産後に必要書類を添えて申請すると、妊婦健康診査にかかった費用の一部を補助いたします。

以下をご覧になり山形市保健所母子保健課で手続きをしてください。

※ただし、1回の妊娠につき、申請は1回のみとなります。

### 【対象となる妊婦健康診査】

山形市民である時に、里帰り等により山形県外の医療機関または助産所（国内の医療機関に限る）において、全額自己負担（保険適用外であること）で受診した妊婦健康診査

### 【補助内容】

受診日毎に、補助上限額と実際に支払った金額を比較して、低い金額での補助となりますが、補助上限額を超えた分は自己負担となります。

#### ① 妊婦健康診査

健診回	受診時期	令和8年3月31日以前 受診の補助上限額	令和8年4月1日以降 受診の補助上限額
1回目	初回 (妊娠週数によらない)	10,000円	16,480円
2回目	妊娠12～15週	5,000円	5,270円
3回目	妊娠16～19週	5,000円	5,790円
4回目	妊娠20～23週	5,000円	5,270円
5回目	妊娠24～25週	5,000円	8,680円
6回目	妊娠26～27週	5,000円	5,790円
7回目	妊娠28～29週	5,000円	5,790円
8回目	妊娠30～31週	5,000円	5,270円
9回目	妊娠32～33週	5,000円	5,790円
10回目	妊娠34～35週	5,000円	5,790円
11回目	妊娠36週	5,000円	10,530円
12回目	妊娠37週	5,000円	5,790円
13回目	妊娠38週	5,000円	5,790円
14回目	妊娠39週	5,000円	5,790円
15～19回目	多胎妊婦のみ対象	各回5,000円	各回5,000円

※ 補助対象となる妊婦健康診査は、県内の委託契約医療機関で受診した妊婦健康診査と合算して14回を限度とします。ただし、多胎妊娠の方は14回に加えて、追加で5回まで補助をしています。

※ 多胎妊娠とは、母親の胎内で同時期に複数（2子以上）の胎児が発育すること。三つ子以上でも追加回数は同じです。

## ② 子宮頸がん検診

健診回	受診時期	令和8年3月31日以前 受診の補助上限額	令和8年4月1日以降 受診の補助上限額
1回目	1回目の妊婦健康診査 (妊娠週数によらない)	3,400円	3,650円

## ③ 性器クラミジア抗原検査

健診回	受診時期	令和8年3月31日以前 受診の補助上限額	令和8年4月1日以降 受診の補助上限額
1回目	1回目～8回目までの 妊婦健康診査	2,100円	3,780円

## ④ HTLV-1抗体検査

健診回	受診時期	令和8年3月31日以前 受診の補助上限額	令和8年4月1日以降 受診の補助上限額
1回目	1回目～8回目までの 妊婦健康診査	2,290円	1,590円

## ⑤ 超音波検査特定

健診回	受診時期	令和8年3月31日以前 受診の補助上限額	令和8年4月1日以降 受診の補助上限額
1回目	初回～妊娠23週まで	5,300円	5,300円
2回目	妊娠20週前後	4,770円	5,300円
3回目	妊娠24～35週まで	4,770円	5,300円
4回目	妊娠36週以降	4,770円	5,300円

※子宮頸がん検診、性器クラミジア抗原検査、HTLV-1抗体検査、超音波検査特定のための補助金申請はできません。

### 【申請方法】

申請書と以下の書類をそろえて山形市保健所母子保健課窓口か郵送で申請してください。

申請書は母子保健課窓口にあります（山形市公式ホームページからダウンロード可）。

※ 郵送による申請の場合、領収書及び診療明細書の原本は受付印押印後、返却します。

（添付書類）

- 1 医療機関が発行する領収書の原本（保険適用外の妊婦健康診査費用であり、その領収印があるもの）
- 2 診療明細書の写し（HTLV-1抗体検査、子宮頸がん検診（細胞診）、性器クラミジア抗原検査又は超音波検査特定を受けた場合は、その証明ができる診療明細書の写し）
- 3 未使用の妊婦健康診査補助券又は受診票（妊婦の氏名を記入したもの）
- 4 母子健康手帳の「妊娠中の経過」欄の写し（受診日の記載があるもの）
- 5 補助金の振込先口座の通帳又はキャッシュカードの写し（申請者名義のもの）

### 【申請期限】

すべての補助対象妊婦健康診査を受診し終えた日、または出産の日から6か月を経過した日が属する月の末日まで。

### 【補助金の交付】

申請受け付け後、指定された口座へ振り込みます。

【お問合せ先】山形市母子保健課（山形市保健所内） 給付支援係  
〒990-8580 山形市城南町1-1-1（霞城セントラル3階）  
電話：023-616-7037 FAX：023-647-2281  
開庁日時／火曜～日曜 8:30～17:15  
閉庁日／月曜・祝日・年末年始（日曜、月曜が祝日の場合は火曜も閉庁）